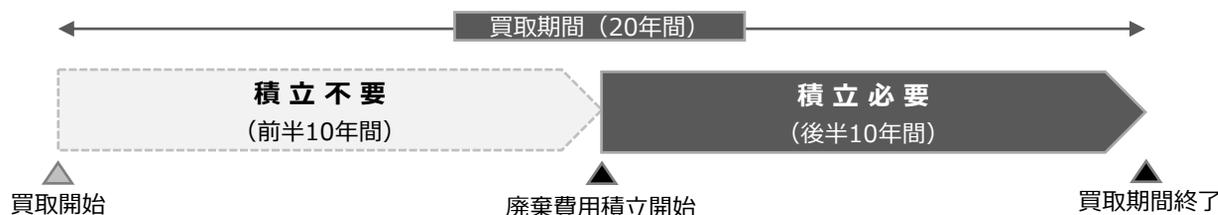


太陽光発電設備の廃棄等費用積立制度のお知らせ

平素より、当社の地産地消に向けた太陽光発電買取へご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、再エネ特措法の改正に伴い、2022年7月1日より、事業用太陽光発電設備(出力10kW以上)の所有者は、使用済みになった際の太陽光発電設備の廃棄費用を積立てすることが、義務化されました。この廃棄費用の積立は、買取事業者(当社)を経由して実施する事となっております。

具体的には、積立対象期間(固定買取制度にもとづく買取期間の終了前10年間)にわたって、当社が毎月の電気の買取料金から廃棄費用を控除し、電力広域的運営推進機関※注へ積立てを行いますので、ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。



また、この制度で積立てられた費用は、発電設備全体を解体・撤去する場合等、電力広域的運営機関に対し、廃棄処理が確実に見込まれる資料(解体を行うことを証する書面や費用額を証する見積書など)を提出することで取戻しが可能です。

なお、詳細は以下の電力広域的運営推進機関のホームページをご参照ください。

<https://www.occto.or.jp/fip/funding.html>



※注) 電力広域的運営推進機関とは、電気事業法に基づき、日本の電気の安定供給を維持することを目的として2015年に設立された国からの認可法人で、国への各種報告を実施したり、国の指示を受けて業務を遂行したり、国との連携を密にとりながら電力の安定供給を司る運営機関です。

制度に関するご質問・お問合せ

【よくあるご質問】

資源エネルギー庁

「なっとく再生可能エネルギー」



https://faq.enecho-saiene.go.jp/?site_domain=default

【お問合せ】

資源エネルギー庁

「なっとく再生可能エネルギー」

電話：0570-057-333



https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/contact.html